

○議長（茅沼隆文）

それでは、引き続き、一般質問を行います。

8番、和田繁雄議員、どうぞ。

○8番（和田繁雄）

8番議員、和田でございます。

通告に従いまして、防災（減災）対策の現状と今後の深化の方針について、これを伺いたいと思います。

日本列島各地で地震、記録的大雨による河川の氾濫、台風といった自然の猛威にさらされて、おびただしい人的、物的被害が発生しております。火山活動も相変わらず活発な様相を見せており、いつ何が起きてもおかしくないと思います。

開成町ではここ数年平穏な日々が続き防災（減災）意識が薄れていないか危惧するところであります。平成28年3月に「開成町地域防災計画」を修正しておりますが、その実効性を改めて検証すべきと思っております。一人の犠牲者も出さないことを目指す防災（減災）計画とすべきであると思っております。

そこで次の質問をいたします。

①「地域防災計画」は毎年検討を加え、必要な修正をするとあるが本年度の実績は。

また、計画の全体的な対応の流れを日頃から習熟しておくとするがその状況は。

②平成23年1月の「開成町水害対策検討結果報告書」の内容は「地域防災計画」に反映されているのか。

③毎年実施される防災訓練への町民参加率の向上施策は。特に要援護者等についての計画は。

④町民の自助意識の喚起についてどう徹底していくのか。これは備蓄、避難方法等を含めます。

⑤避難の長期化に備え避難所運営、町民の健康維持の施策は。

⑥各地の災害から学ぶための情報収集手段の検討と「地域防災計画」へ反映しては。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは和田議員の御質問にお答えをいたします。

平成23年6月の町長就任直後の私の所信表明では、その直前に東日本大震災の被災地を目のあたりにしたところで、開成町の安全と安心のまちづくりに取り組まなければならないことを痛感したと申しあげました。

現在においても町長就任にあたって申しあげました点、危機意識に変わりはありません。今後とも町民の皆さんの生命財産を守るため、災害時に備えて訓練を積み重ねてまいります。

災害の発生を止めることはできませんが、様々な方法をとることで災害を最小限にする「減災」を進めることは非常に重要であると認識をしております。

そのための地域防災計画は町の防災の根幹を成すものであり、議員が御指摘のように災害によって一人の犠牲者も出さないことを目指さなければなりません。

この地域防災計画については、平成２３年３月の東日本大震災、平成１９年、平成２２年の台風による風水害と国の防災基本計画、災害対策基本法の改正などを踏まえ、平成２５年３月に全面的に修正を行いました。

その後、災害対策基本法の改正により、「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の位置付け、感震ブレーカー設置等の普及啓発、「指定緊急避難場所」「指定避難所」の位置付けの実施を行うため、平成２８年３月に修正を行いました。

開成町地域防災計画の修正は、毎年の防災訓練など検証、災害対策基本法などの法律の変更、国の防災基本計画、神奈川県地域防災計画などの修正、神奈川県浸水想定区域図の修正などを踏まえ実施をしております。

今年度の地域防災計画の検討については、９月３日の防災訓練の結果を踏まえて検証を行っています。

また、酒匂川に引き続き、現在、神奈川県が町内の２級河川の要定川及び仙了川の浸水想定区域図修正のための調査を実施しております。

こちらの結果を踏まえ、今後、地域防災計画修正のため情報の蓄積を行っているところであります。

それでは、一つ目の御質問、「地域防災計画」は毎年検討を加え、必要な修正をするとあるが本年度の実績は。また、計画の全体的な流れを日頃から習熟しておくところであるがその状況について、お答えをいたします。

「開成町地域防災計画」については、災害対策基本法の規定により、毎年検討を加え、必要があると認められたときは修正をしなければならないとされております。

地域防災計画の検討については、毎年８月３０日から９月５日の防災週間で実施をしている開成町防災訓練において、「地域防災計画」の実効性を検証しております。

今年度も９月３日に町、各地区自主防災会、消防団と消防、交通指導隊、学校、町内事業所など各防災関係機関と連携して、開成町防災訓練を実施いたしました。その結果を踏まえて、検討を加え、次年度への見直しを行っていきます。

「開成町地域防災計画」の修正は、災害対策基本法などの関係法令の改正、神奈川県地域防災計画など上位計画の改定に応じて修正を行います。

日頃からの地域防災計画の習熟については、開成町防災訓練の際に災害発生以降の活動の流れについて、災害対策本部をはじめ各自主防災会、関係機関を含め、町民総ぐるみで内容の習熟に努めております。

さらに今年度は、１０月１６日に県西地域県政総合センターと連携して、地震災害を想定した図上訓練を実施し、地域防災計画に規定されている災害対策本部の流れ、実際の動きなども確認する予定であります。

次に、二つ目の御質問、平成２３年１月の「開成町水害対策検討結果報告書」の内容は「地域防災計画」に反映されているか。についてお答えをいたします。

平成２３年１月に開成町水害対策検討特別プロジェクトチームにより作成された

「開成町水害対策検討結果報告書」では、①平成２２年９月の台風９号による被害状況の検証、②被害箇所の対策と今後の改善の計画、③施設整備、災害対応体制などの今後の課題と神奈川県、広域的な取り組みへの要望などを示しております。

内容については、平成２５年３月に修正した開成町地域防災計画において、総合的な風水害対策の推進として反映をされております。

次に三つ目の質問、毎年実施される防災訓練への町民参加率の向上施策は。特に要援護者等についての計画について、お答えをいたします。

防災訓練の参加者数については、平成２４年度３，９０７人、平成２５年度４，５３０人、平成２６年度４，６３４人、平成２７年度４，４１９人、平成２８年度４，６１１人と訓練中に雨が降り一部の訓練が中止になった平成２４・２７・２８年度にはやや参加者が少なくなったものの、年々増加傾向にあります。

特に平成２５年度から昼間の重要な戦力である文命中学校の全校生徒が各自治会の防災訓練に参加していることや平成２７年度から町内事業所が連携して、シェイクアウト訓練、安否確認訓練など様々な形で参加しており、参加者は増加をしております。

特に要援護者についての計画であります。平成２９年度の災害時要援護者登録者数は、４８１人です。

要援護者の個別計画については、平成２５年に内閣府から出された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」により、個別計画の様式が示されております。

町では、要援護者対策にかかる四者会議で個別計画の様式等について検討し、平成２８年度から実施をしております。

この様式の項目としては、「氏名」、「年齢」、「住所」、「登録区分」、「支援者名」、「避難方法」、「支援者に支援してもらいたい内容」などです。

昨年度から町防災訓練で、要援護者の実践訓練をはじめて実施をいたしました。

訓練内容としましては、宮台地区をモデル地区として設定し、自治会、民生委員、災害時の協定を締結している民間事業者と協働し、要援護者を要援護者拠点施設の福祉会館まで、搬送訓練や受入訓練を実施いたしました。

今年度の町防災訓練については、河原町地区をモデル地区として実施をしたところでもあります。

今後も、町防災訓練の要援護者訓練については、実効性のある訓練を実施していきたいと考えております。

次に四つ目の御質問、町民の自助意識の喚起についてどう徹底していくのかについてお答えをいたします。

町民の自助意識の喚起については、全世帯配布の町防災ガイドにおいて、非常用持出品、備蓄品についてチェックリストを掲載しております。また、町広報紙における防災特集において、「自分の身は自分で守る」ため、備えの重要性を取り上げ、非常用持出品、非常用備蓄品について、防災安全専門員のアドバイスとして喚起を行っております。

避難方法についても、町防災ガイドにおいて、地震発生時の避難、水害発生時の避難について避難方法、避難の注意点を記載し注意喚起を行っております。

防災訓練の際の地域避難所や広域避難所への移動において、移動方法、ルート等の確認を行っております。

開成町では、平成２３年度から災害時における地域防災力の強化及び地域防災リーダーの育成を目的として、防災講座を開催してきました。

防災講座においては、「水害対策」や「地震対策」などの防災、危機管理の基礎知識や応急手当などの実践知識を習得するため、倒壊家屋からの救出救助訓練、避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）、救命基礎講習会などを開催し、自助、共助の意識を喚起してきました。

今年度、防災講座に加えて、さらに専門的な知識を有する「地域防災サポーター」の育成を行います。

地域防災サポーターは、自主防災会が実施する防災訓練等の指導、助言及び訓練の補助、自主防災会の防災部長の補佐など自主防災会の指導的な役割を想定しております。

次に、五つ目の御質問、避難の長期化に備え避難所運営、町民の健康維持の施策について、お答えをいたします。

災害発生時の広域避難所の運営については、東日本大震災、熊本地震においても職員自身が被災者となり業務にあたるのが困難な状況になる中で、災害発生に伴う膨大な業務が発生し、職員の数が絶対的に不足する状況が起きました。

このため広域避難所など避難所の運営は自主防災会などの地域住民の代表者により組織された避難所運営委員会が行いました。

地域防災計画においては、広域避難所の運営が長期化した場合に備え、広域避難所の運営にあたっては、災害対策本部と広域避難所運営委員会が密接に連携をして避難所を運営し、物資や資機材の確保や広域避難所の問題点の解消、避難生活のストレスの軽減に努めることとしております。

また、町防災訓練において、自治会と協働して広域避難所開設運営訓練を実施し、避難所開設にあたっての課題、問題点を検証することで、円滑な避難所の運営が実施できるように改善を進めております。

熊本地震においては、プライバシーなどの問題で避難所には泊まらず、車中泊をする人が増えております。

現在の地域防災計画では車中泊に関する内容は示しておらず、今後、触れて行く必要があります。

次に、町民の健康維持の施策についてであります。多数の住民が避難所生活を送るうえで、健康維持に関することは重要な課題と認識をしております。

開成町地域防災計画においては、「防疫・保健衛生活動」のなかに、防疫体制の確立、感染症対策の実施、消毒の実施、衛生活動の実施、保健活動の実施が位置付けられておりますが、特に「居住空間の衛生管理」、「トイレやごみ集積所等の衛生管理」、

「栄養管理と食中毒の予防」が重要と考えております。

また、エコノミークラス症候群の予防や、不便な生活による心的なストレスに対し、避難者それぞれが個々に自らの体調管理を行うことも必要であり、避難所内の指導に努めていく必要があります。具体的に申しあげれば、居住空間の換気。個人や家族間の距離の確保等によるストレス軽減。女性、子ども関係スペースの確保。トイレやごみ集積所の適切な配置。清掃、消毒の徹底。食品の加熱や配膳等の扱い。手指の衛生。飲用水の衛生管理。避難者の発熱、下痢などの体調変化の把握。などが考えられます。

3日の防災訓練においても、保険健康課で、福祉会館を模擬的に避難所に見立て、避難所運営時における感染対策や健康指導の手順を再確認したところであります。

発災時に適切に対応し、避難者が少しでも快適に避難生活を送ることができるように、町民に対する啓発とともに指導を行ってまいります。

次に、六つ目の質問、各地の災害から学ぶための情報収集手段の検討と「地域防災計画」への反映についてお答えをいたします。

各地の被災地の事例を受けて、災害に対する知見を今後の開成町の防災対策に活かすため、「地域防災計画」の作成にあたっては東日本大震災活動記録誌、熊本地震活動報告書や被災地において活動された方からの体験談や講演から情報を収集したり、国の防災基本計画、県の地域防災計画を反映し、開成町地域防災計画の修正を実施していきます。

さきの東日本大震災、熊本地震、新潟・福島豪雨など、地震災害や風水害を受けた被災地の首長がまとめた「被災地からおくるメッセージ災害時にトップがなすべきこと」が、災害時トップのなすべきこと共同策定会議にまとめられ、全国の市町村長へ配付がされております。この報告書は、実際の災害時、首長としてどう判断すべきか、どう対応したのかなど、災害に対する首長としての心構えや、想定以外の事象への対応方法など、大変参考になるものでありました。こうした報告内容を肝に銘じ、今後ともしっかりと防災対策を進めていきたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

長い答弁、ありがとうございます。

今日の朝も、九州で2カ所、水のために避難指示、避難勧告が出ています。開成町にいますと、なかなかそういう状況が分からないのです。いつ開成町のそういう状況になるか。これは本当に誰も予測がつかないと、こういう状況であります。今年のこういった雨、それから、地震、いろいろなことが起きていますが、これは今年だけの現象なのか、今後ともこれが続いていくのか。これはもう誰にも分からないと思います。温暖化の影響、これを相当受けているとしたら、我々はこういう気象状態、これを前提にして防災計画、これを立てる必要があるのだろうと考えております。

この異常気象、特に今年は5万人以上が熱中症で病院に搬送されている。こんな状

況でもあります。

最近、二つのニュースがありまして、8月26日、政府中央防災会議、地震予知は、事実上不可能であり、予知を前提とした防災計画の見直し、これを表明されております。国が防災指針を出し、各自治体がそれに従って、防災計画を立てるという、今までのやり方から各自治体の主体性を求める方針、これが色濃く出ていると考えております。言葉を変えれば、自分のことは自分で考えなさいよとともわれます。

また、9月4日には、これは専門家の見解ですが、元禄関東地震と同じタイプの巨大地震が近づいている可能性がある。こういうニュースがありました。この元禄関東地震は、1703年に起きておりますが、これは御存知のとおり、この4年後、1707年、富士山の宝永大噴火、これが発生していると。

そして、最近の動向で我々が非常に心配しなければならないのは、北朝鮮の動静、これに関して、町民の安心をどう守るか。これも非常に大きなテーマだと考えております。町民の安全を守るという観点から、あまりにも多くのことを考えなくてはなりません。ただ、この対策、どれも一刻の猶予も許されない問題だなと認識しております。

町長答弁で町民を守るという意味は揺るぎないと言われましたけれども、この今年度の防災計画の見直しについての具体的言及、どこをどう変えるのだというのは、実はこの答弁の中に入っておりません。

それで開成町地域防災計画の修正は、災害対策基本法などの関係法令の改正、神奈川県地域防災計画など、上位計画の修正に応じて、修正を行うと言われております。

ここでまず一つ質問なのですが、上位計画の修正がなければ、開成町は修正をしないと。こういうことを言われているのか、その真意を確認したいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

和田議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域防災計画の改正についての御質問がございました。その趣旨として、上位計画に基づいてという形でございます。地域防災計画を改正する上で、その根拠法令となります災害対策基本法がその中に記載がございますけれども、その中で、国、県等の計画に、町の計画にそごがあってはならない。そういう文言がございます。ですので、県の上位計画とそごが法律上、そこがあってはならないという部分もございますので、そのあたりも含めまして、上位の計画、上位の計画を準拠した上で町の計画をつくっていくという、そういう考え方でございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

国、県、これは法令とかいろいろ出てきますけれども、これに準拠する。当然のこ

となのですが、町として例えば、防災計画をこういうところに修正していかなければ、こういうことは今までは出ていないという。その確認の意味での質問なのですが、町として、ここをこういうふうに変えていくのだというのは、まだ出ておりませんということですか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

町として修正という部分で御質問いただきました。こちら、開成町独自という、そういう意味合いという形になろうかと思えます。全国的な、今、和田議員がおっしゃいました、災害、いろいろな部分ございまして、開成町に適用する、例えば、海の関係で、それは開成町には当てはまらない部分がございます。開成町独自、そこを変えなくてはいけないという部分で、いろいろな災害についての情報を蓄積していく。開成町として、先程お話がございました、町の計画を修正する上で点検を行わなくてはいけないというところがございます。その点検という部分で、町の防災訓練等で内容等、修正、確認させていただきまして、これまでの災害等の検証等も加えさせていただいた中で、それが必要とあれば、そこは修正しなくてはいけないと思いますが、現状といたしまして、今、国、県が修正しております。例えば、水害の関係につきましても、今、県が浸水想定区域図を今、修正しておりますので、その結果がこれから出てきますので、その辺の部分も含めて直していくという必要もありますので、そういった意味で、町としても必要な部分ありまして、そこを蓄積した中での修正を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

ただいまの御質問なのですが、ちょっと答弁がかみ合うかどうかということなのですが、要は議員がおっしゃっているのは、全て受け身でつくっていて、主体性がないということなの、ということなのですが、そういうことではなくて、災害対策基本法をはじめとして、一定の市町村がつくる場合も、法律の縛りがある。これが1点。かといって、町としては、全く議員がおっしゃるとおり、全て受動的であって、能動的には全く、主体的には改正しない。そういうことではないですよというところが答弁したかったということで御理解いただきたい。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

まさに部長がお答えいただいたとおり、受動的であってはいけないというのが、まさにそのとおりだと思います。そうすると、受動的でこれからはあってはいけないという、そういう認識のもとに、開成町で、先程いろいろな情報を蓄積している。訓練

の結果、これをレビューしている。そうすると、どういうポイントをこれから考えていかなければいけない。当然、そこは何らかの形で出ていると思うのですが、そのあたりを御説明いただけますか。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

先程課長から答弁させていただきましたけれども、その法律の一定のしほりがあるといっても、地域特性というのはあると思うのですね。先程海が云々ということも言いましたけれども、基本的には、開成町の場合には、これは予想ですけれども、津波とかの直接的な被害はない。ただ、酒匂川がございますから、水が上ってくる、津波の影響で。断面よりもあふれちゃってという可能性はあるかもしれませんが、開成町の場合、35メートルから55メートルぐらいの高さがありますので、今までの経験上いけば、津波の影響はないだろう。ただ、そういったような地域特性、ただ、御存知のように、先程、先日も御質問ございましたけれども、水害ですとか、そういったものに対しては、やはり開成町に限らず、沖積平野というのですか。扇状地的に発展してきたというのが多いわけですから、そうすると、河川の氾濫ですとか、そういったものは注意しなければいけない。そういうような特性を考えてやはりやっていくべきだとは考えております。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

ぜひそのところは、実効性のある計画としてつくっていただきたいということで、多分だから今年、来年3月にかけてですか。この辺の修正、これは入ってくるのだろーと思いますので、そのところでもう一度きちっと考えていただきたいと思います。

町長答弁が、基本的には、何回か言われているのですが、町民総ぐるみの防災体制と、こういわれています。やはり核になるのは自治会、自治会が主体なのだろうと考えているのですが、ちょっと自治会との連携について、これは開成町地域防災計画、この中に入っておるのですが、自主防災体制の強化、この中に自主防災組織連絡協議会の設置を検討するというのが昨年3月に、出されております。これが今、どういう状況になっているのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

和田議員の御質問にお答えさせていただきます。

自主防災組織の連絡協議会という形で、和田議員も御承知のように、自治会というものが、自主防災会という形になっております。自主防災会については、町内13自治会がございますけれども、その全てが自主防災会を組織しておりますので、その今、

現在、自主防災会の連合自主防災連絡協議会がございますけれども、こちら自体が、ある意味、防災に関していえば自主防災会の全体会議という、そういう意味合いもなるかと思います。また、防災部長会議という、防災の各自治会の中から選出していただいている、防災の専門とした方々、その方々が出ていらっしゃる中で、その中で防災訓練等々の御協議、内容について御検討いただいておりますので、そういった部分とも、自主防災組織の連絡体制というものがつくられているかと考えております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

渡邊課長、今のは答えではないと。自治会長連絡協議会、これは防災を専門にした組織ではありません。ここで明確に防災をこれきちんと考えるための、自主防災組織連絡協議会と、こういう名前になっているわけです。これが今、どういう検討状況になっていますかと、こういう質問をしておるのですが、これはないのだったらない。これいつまでも言葉だけ置いておいても何の意味もないと思いますので、そこは明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

和田議員の御質問にお答えいたします。

自主防災組織連絡協議会という名称がございますけれども、確かに議員おっしゃるとおり、組織化という形では、設立総会を起こしたわけでもございませんので、実際には、そういったものは、今現在はございません。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

納得はしていませんが、多分これ以上やっても、この答えはないと思いますから。そこに自主防災組織活動マニュアル、整備を図ると。これも入っておるのですが、これは自主防災会と協力して、具体的にどういうふうに動くかマニュアル、これをつくるとありますが、これは今、どういう状況になっているか、そこもお伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

和田議員の御質問にお答えいたします。

すみません。今、自主防災組織の内容については、組織は確かに立ち上がっておりませんけれども、防災部長会議、そちらの中で防災の関係につきましては、防災の内容についてを御検討させていただいておるような状況になっております。

防災の自主防災マニュアルですか。その関係につきまして、各自主防災会の中でのマニュアル等、地域防災計画の中にも、マニュアルといいますか、自主防災規約みたいなものがございまして、そういったものも御参照いただきながらつくっていただいているという形もございまして。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

これはもう一度、自主防災体制の強化ということで、定期的に防災訓練を実施するというのも明確に入っておりますが、ここでいう、定期的というのは、年1回の防災訓練のことを指しているのか。それとも、もう少し、自治会との連携、これをきちんとするために、定期的に訓練をすると、こういうことなのか。その辺をきちんとお答えをいただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

基本的に自治会と町との連携、そういった部分の防災訓練となりますと、先日9月に行われました防災訓練、この中で連携等を中心に図っておりますので、そういった意味でいえば、9月の防災訓練という形になろうかと思います。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

この防災計画の中に、定期的にと書いてあるもの、これは定期的というのは、年に1回やっている防災訓練のことを言っているということですか。もう一度、それ確認したいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

年1回の防災訓練、確かにそういった部分がございまして。また、町の防災安全専門員等が講師となりまして、実際、自主防災会から、それぞれの自治会が独自で行われている訓練がございまして、そういった部分の中でも、町との連携という部分では、行わせていただきますので、中心としては、9月の防災訓練、これは町一斉ということでありまして、その中でも実施しているという状況がございまして。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

補足をさせていただきたいと思いますが、さかのぼってお答えさせていただきたいと思いますが、まず、マニュアル等についてなのですが、先程から申しあげ、

議論しています、いわゆる自主防という言い方、別の言い方をすれば、自助、共助という形になります。地域防災計画の中では、まず、その自助という部分の整理をさせていただいている。そういった中で、マニュアルというのは、一義的な言い方をすれば、当事者がつくる。町においても、各課が各情報班ですとか、救護班ですとか、いろいろ班別になっていますけれども、それに対するマニュアルというのが今整備をして、やっと完了したところでありまして、自主防という部分につきましての自助という部分については、基本的には、当事者がつくるのですが、それは当然、町としても御相談なり、なんなり、指導ですとか、支援ですとか、そういったものはしていくよという整理でございます。

それと定期的な防災訓練といいますものも、これも自助という部分の範疇でございますから、既に自治会によって温度差という言い方をしているのかどうかはありますけれども、実際自治会が、自主防が主体となって、9月の防災訓練とは別に、防災訓練を行っているというところもあろうかと。そういったところを、要は普及といいますか、もっと強化していきたい。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

まさにそこなんですよね。強化していく。深めていく。このために、私も自主防災会、自治会、これは4年程ずっとやっておりますけれども、残念ながら、今までのやり方でそこが進化していくとは見えないのですよ。今、何をどういう形で自治会との関係、これを深めようとしているのか。これは一緒になって、例えば、防災マニュアルをつくる。もしくは定期訓練をする。こういうことでしかできないだろうと思っているのですが、先程申しあげました、自主防災組織連絡協議会、こういうものができれば、身近な問題をいろいろ議論して、行政と情報の共有もできる。課題についての対応策も一緒に考える。これは大変期待をしていたのですが、今ある組織の中で、これを考えていますというのだったら、私が何も変わらないと思っているのですが、その辺の御認識はどういう状況でしょうか。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

議員のおっしゃるとおり、そういった協議会等を組織して、というのは、一定の効果はあろうかと思います。計画にも書いてあって、先程の申しあげました、現実にはできていない状況がありますが、その言い訳になるかもしれないですけれども、防災部長会議は年1回とかではなくて、定期的に行っておりまして、その中でいろいろ情報交換ですとか、具体的に申しあげますと、前年からちょっと議論になっています、地震の関係になりますけれども、感震ブレーカーとか、そういったものを普及させていこうですとか、そういったものは、防災部長会議の中で今進めて、固まりつつあると。その固まったものを、自治会長の連絡協議会にも報告なりをして、自治会長の意

見も聞いて、事業など、具体的に申しあげれば、そういったこともやっていますので、それで良いんだとは認識はしてございませんけれども、議員がおっしゃるとおり、もっとまさに強化をするという中では、いろいろな方法を考えていく必要があるのかなと思っています。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○８番（和田繁雄）

では、ここは一つだけ確認させていただきたいのは、自治会との関係、この連携、これは強化していくんだということで理解してよろしいですか。

これは自治会との関係、町民全体、全員が防災について考えるのだよ。これは全く私もそのとおりだと思っているのですが、あくまで司令塔は行政である。行政がきちっといろいろな指示を出してくれなければ、自治会、それから、一般町民、動けないのが相当あると思いますので、町長答弁の中にも、この中にもあるのですが、課長、担当の方含めて、この方が例えば、被災に遭って、登庁できないと。こういう事態が十分考えられます。ここにこのまま第１８節なのですが、災害救助法等の習熟ということで、この中に担当者を複数名決めておき、県の担当者との協議、情報交換を行い、異動等で担当者が変わった場合は、課内の研修、及び自己の研修により、その内容を十分習熟しておくものです。これ明記されております。この状況がどうなっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

和田議員の御質問にお答えいたします。職員と活動の習熟という部分でございます。

例えば、人事異動等ございまして、その動きがなかなか分からないというところもありますけれども、そういった場合に備えまして、実際に防災訓練等の中で、実際の活動の内容を確認いたしまして、課内で異動された中での習熟、その確認。それから、訓練等、図上訓練等もございしますが、そういった中での確認を通した中での習熟を重ねていくという、そういった部分もあろうかと思います。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○８番（和田繁雄）

何かあったときに、例えば今、それぞれの課があつて、担当が決まっていて、この方が例えば登庁できない。これは十分考えられることなので、バックアップ体制、これは例えば、ほかの課の方が特定の人がい足りないところを応援するとか、そうすると、これはその課の業務、これだけを習熟するのではなくて、誰がやっても応援できるんだよ、習熟しているんだよ。こういうことも必要だと思っているのですが、そういう意味で、今、その状況がどうなっているか。何か進展があるのであれば、教えていた

だけですか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

和田議員の御質問にお答えいたします。

今現在、災害時の対応という部分になりますけれども、例えば、職員がいないという場合にも、例えば、危機管理の担当の職員の中で、それぞれが実際に動けるような形での内容のマニュアルをそれぞれ確認しておりまして、例えば、火災等の出動、それから、そのパトロール等の場合におきまして、役割をそれぞれ変えたりすることによりまして、それぞれが実際に動けるような形を、そういった形をつくりまして、それぞれがそのときにも対応できるような形を進めております。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

ぜひとも緊急時に、例えば、人がいないからこの業務ができませんということを極力少なくしていただきたいと。これはゼロにできるか、こんなことは多分あり得ないことなので、そのための準備、これを怠りなくやっていただきたいと思っております。

それで先程から話が出ていますけれども、防災訓練ですね。これの町民参加率、増えていますということなのですが、これは私も自治会、それでそれ以降の2年、6年程、この参加の方々の状況、これを見させていただいているのですが、大体同じ人が出ている。家族の中で代表者が一人出せば良いと。何かあったときに、避難するときに、その方が必ず家にいるとは限らないので、出たことない人、こういった方々に避難訓練、これ出してもらうために、何らかの工夫がいるのだと思っております。これは私も4年程、どうやったら増えるかなといういろいろ模索はしたのですが、なかなか答えが出ない。このところ、行政サイド、これがどんなことをこれから、町民参加率を上げるために考えているのか。何かあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

直接的なお答えになるかあれでございますけれども、今回、今年度の防災訓練の際に、8月15日号のお知らせ版でお知らせをさせていただいた内容でございますが、まずは家族そろっての防災訓練に参加するように、そういうまずはメッセージを差しあげました。そして、その防災訓練の記事の中に、岡野からパレットまで、13自治会全ての参加場所を明記させていただきまして、自治会に入っている方、入っていない方問わず、参加できるような形での投げかけをさせていただいております。

また、その今回、人数的に、現在捉えているところだと、4,900人ということで、これまで過去最高の人数だという状況がございます。パレットガーデン、下島2自治会で、南小学校へ広域避難所訓練がございました。このとき、自衛隊をお呼び

しまして、自衛隊のカレーを食べられる、そういうサプライズ的な要素がございましたので、そういった部分もありまして、いろいろな部分で、自治会の中で行ってみようかという、そういうお気持ちが出てきたところもあるかと思います。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○８番（和田繁雄）

渡邊課長から、そんなアイデア、いろいろ出てくると良いと思うのですが、これからも皆さんが防災意識を高めるということでも、訓練への参加、これをいろいろ工夫はしていただきたいと思います。

次の質問にいきますが、要援護者についての計画というところなのですが、私もこれ大分要援護者、何かあったとき、どうするのだろうと、これは結構真剣に考えたことがあるのですが、ここにありますが、平成２８年度から新しい様式になっております。ここに「等」と入っているのですが、ここに支援者に支援してもらいたい。特にここが私は重要だと思っているのですが、この「等」のところが、何があるのか。ちょっとこれ以外に何かあれば、教えていただけますか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（小宮好徳）

それでは、御質問にお答えさせていただきたいと思います。

この「等」というところでございますけれども、この方が、まず、災害要援護者の方が、地域避難所はどこかと、まず最初です。その後に、災害時要援護拠点、福祉会館に来られるかどうかというところもございます。あとその他としまして、避難方法、こちら、家族に誘導してもらおうとか、書式的には支援者に誘導していただくとか、あとこちらその方の状況ですね。歩行かできるのか、できないのかと、そういうものを記載をしております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○８番（和田繁雄）

そうですか。私もこれは要援護者の方の個人カルテみたいなのをつくったことがあるのですが、問題はやはり避難の長期化、これを前提にいろいろ考えていかなければいけないのだろうと思っております。避難、非常に力を入れていただいて、これどんどん進めていただきたいと思いますと思うのですが、長期化したときに、必ずしも、その方をよく御存知の家族がそばにいる。これは限らないので、すごい気になるのは、どんな薬をふだん飲まれているとか、こんなことまで、ちょっともちろんプライバシーは尊重しながら、全部つくったこともあるのですが、そんなことまで入っていると考えるとよろしいですか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

こちら、要援護者の拠点施設、運営に係るところで、専門職の方、例えば、看護師とか、介護士とか、うちでは、専門職の登録制度というのを始めさせていただいてございます。こちら先程言った医療介護の専門職の方に、実際、今後、防災訓練のときにも、そうだったのですけれども、来ていただいて、まず最初に健康状態のチェックですね。あと怪我の有無とか、常用薬の確認と、いつもどのような薬を飲んでいるとか、あと体の状態等を専門職の方に見ていただいてからというところで、家族の方が来られなくても、対処できる方法をとってございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

そうですか。ぜひそこはきちんと進めていただきたいと思います。

先程、避難の長期化ということを申しあげましたが、ここに車中泊に関する内容を示しておらずとか、いくつかあるのですが、長期化の場合の健康維持、これは大分いろいろお考えいただいていると思うのですが、この中で実際の熊本地震、いろいろ避難をされている方々、そこにボランティアで行っている方のお話を伺う機会があったのですが、マッサージ、これが大変有効ではないか。実際に被災地に赴かれて、ボランティアでマッサージをされた方の組織があるのですが、その会長、この方とお話をしたのですが、一つは、エコノミークラス症候群への対処とか、いろいろなあれがありますけれども、やはりリラックスできると。中には涙を流して喜ばれたというケースもありますので、こういう、例えば、マッサージで、ボランティアをやって、いろいろな経験をお持ちのところ、こういうところの協定というのですかね。こういうものをぜひ進められたのかなと思っているのですが、これはどうでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

災害の協定という部分での御質問でございますので、私でお答えさせていただきます。

災害時におきます避難所のマッサージの団体の方が、ボランティアでマッサージをされまして、それが住民の方に非常に良かったというお話でございます。

避難者の方の健康管理について、非常にそれは有効な手段であると考えます。そのサービスの提供の方法、それから、また協定の締結の方法など、先進的な事例があるかと思うので、その事例、研究させていただきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○8番（和田繁雄）

ぜひ災害のときは、助けてもらえる人には全部力を借りるというくらいのことで、協定でも何でもどんどん結んでいただきたいと思います。

4番目の質問、ちょっとここで確認をしたいのですが、町民の自助意識の喚起、特にこれは備蓄の問題ですね。町民の方、いろいろ10人聞いて、どのくらいの備蓄をしているのか、聞いて、大体3割いれば良いなど、7割の方は何もしていません。私が全部の方を聞いたわけではありませんが、この備蓄について、ここにチェックリストを掲載しているとありますが、これさえも知らない人が相当いるということで、何らかの工夫がいるのだろうと思いますが、その答え、何をすれば良いのだろうかちょっと私自身もなかなか見られないのですが、一つは、南足柄市で、地区別ハザードマップ、これをつくられています。それを配ったことによって、多少なりとも、自分の問題として考えられてということで、これを大事にされて何か防災訓練に参加してみると、そう機運が高まったと聞いています。

昨日も同僚議員の質問の中で、その改定、いわゆる備蓄品とか、購入チェックリスト、改定も考えていらっしゃるようなので、何か身近な問題として考えさせる動機というのですか、そんなものがあるのだろうと思いますので、ちょっと南足柄市の例も参考にされてみたらどうでしょうか。もっと身近な問題で、ここで申しあげたいのは、備蓄、今のままでは、ほとんどの人、7割近い方、していないんじゃないかと思いますので、ちょっとその辺、行政サイドも何か考えていらっしゃるものがあれば、教えてください。なければ、今後のテーマとして捉えたいと思いますが、そのところ、お願いします。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（渡邊雅彦）

こちらはちょっと本当の事例といいますか、御紹介のような形になりますけれども、今年度、災害に基づく協定ということで、マックスバリュが、開成南小学校へカレーの食材の御提供ということで、協定で実施していただきましたが、店舗の中で、8月30日から9月5日の防災の週間、この中で開成町の避難場所の地図ですとか、それから、避難にあたっての必要なグッズの展示というものをマックスバリュの店頭で開成店、駅前店、両方でそういう展開をしていただきました。ですので、町からいろいろな様々な方法、ホームページ等いろいろな方法もあるかと思いますが、そういった方法も当然ありますけれども、民間の事業者等の連携を使いまして、そういった部分で進めていければなと考えます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

和田議員。

○ 8 番（和田繁雄）

ありがとうございます。いろいろお考えいただいて、これからも考えなければいけないテーマがいっぱいあるのだろうと思いますが、やはり行政の司令塔としての機能、これを十分意識していただいて、例えば関連団体、それから、町民の方々一人ひとりへの防災意識の喚起、こういったもの、ぜひ進めていっていただきたいと、それに関しては、全員でまた考えていかなきゃいけない問題がいっぱいあるのだろうと思いますので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。